

八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年八尾市条例第8号)の全部を改正する。

八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 生活環境の保持(第7条)
- 第3章 廃棄物の減量等の推進(第8条-第12条)
- 第4章 廃棄物の適正な処理(第13条-第23条)
- 第5章 事業系一般廃棄物の減量施策(第24条・第25条)
- 第6章 一般廃棄物処理施設の設置に係る縦覧等(第26条-第29条)
- 第7章 一般廃棄物処理手数料(第30条・第31条)
- 第8章 一般廃棄物処理業の許可等(第32条-第38条)
- 第9章 雑則(第39条-第44条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、物の再使用を促進するとともに、排出される廃棄物については、分別を行い再生利用及び熱回収を図った上で適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることによって公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)及び循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 家庭系廃棄物 事業系廃棄物以外の廃棄物で家庭において生じた廃棄物をいう。
- (4) 資源化 再使用、再生利用又は熱回収により、不要となる物を資源として利用することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、資源化をすることができる物(以下「資源物」という。)の分別収集及び一般廃棄物処理施設における資源物の回収を行うことにより、一般廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない。
- 3 市は、再使用又は再生利用により回収された資源を用いた製品の普及に努めなければならない。
- 4 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。
- 5 市は、廃棄物の減量及び再生利用並びに適正な処理に関する市民及び事業者の意識の高揚を図るとともに、その実施に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう必要な措置を講じなければならない。
- 6 市は、廃棄物の減量及び再生利用並びに適正な処理に関する調査研究等に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たり、廃棄物の発生を抑制し、及び物の開発、製造、加工、販売等に際して、その製品、包装、容器等が廃棄物となった場合に、その適正な処理が困難になることのないよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市民が物品を購入するときに、当該物品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び再生利用並びに適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、物の再使用を図ることにより、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、物品の購入に際しては、当該物品の内容、包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した物品を選択するよう努めなければならない。

3 市民は、不要品交換等による再使用及び集団回収等の再生利用を促進するための自主的活動に参加し、協力するよう努めなければならない。

4 市民は、廃棄物を分別して排出する等再生利用及び廃棄物の適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(相互協力等)

第6条 市民、事業者及び市は、廃棄物の発生抑制、再使用の促進、再生利用及び廃棄物の適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、相互に協力し、連携しなければならない。

第2章 生活環境の保持

(良好な生活環境の保持等)

第7条 土地又は建物の占有者又は管理者(以下「占有者等」という。)は、不法投棄を誘発することのないよう当該土地又は建物を適正に管理するとともに、その土地又は建物及びそれらの周囲を清潔に保たなければならない。

2 土木、建築等の工事を行う者は、不法投棄を誘発し、又はまちの景観を損なうことのないように、当該工事に伴う土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、これらの物が飛散し、又は流失することによって生活環境の保全上支障が生ずることのないようにしなければならない。

第3章 廃棄物の減量等の推進

(一般廃棄物処理計画)

第8条 市は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市長は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、これを告示する。

(廃棄物減量等推進審議会)

第9条 法第5条の7第1項の規定に基づき、八尾市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第10条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 民間諸団体の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条及び前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(ごみ減量推進員)

第12条 市長は、一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する施策を推進するために、ごみ減量推進員を委嘱することができる。

2 ごみ減量推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物の処理)

第13条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を処理するものとする。

2 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物の処理に支障が生じない範囲において事業系一般廃棄物を処理するものとする。

(一般廃棄物の排出方法等)

第14条 占有者等は、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い、適正に分別し、排出しなければならない。

2 占有者等は、一般廃棄物を排出するときは、減量及び減容の処理をして排出するよう努めなければならない。
(一般廃棄物の処理の届出)

第15条 占有者等は、市が実施する一般廃棄物(動物の死体を除く。)の収集、運搬及び処分を必要とし、又は必要としなくなった場合は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(動物の死体)

第16条 市民は、飼養する動物の死体を自ら処分しないときは、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。
(事業者に対する市長の指示等)

第17条 市長は、粗大ごみ、臨時ごみ又は規則で定める品目若しくは量以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及び運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

2 前項の規定により指示を受けた事業者は、その指示に従わなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第18条 占有者等は、一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条又は第4条の2に規定する基準に基づき、運搬し、又は処分しなければならない。

(資源物の取扱い)

第19条 第14条の規定により一般廃棄物処理計画に従い市長が指定する袋によって排出された資源物の所有権は、市に帰属する。この場合において、市以外のものは、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(共同住宅等廃棄物管理責任者等)

第20条 規則で定める共同住宅等の所有者又は管理者(以下「共同住宅等の所有者等」という。)は、居住者が家庭系廃棄物を適正に排出しないときは、自らの責任において適切な措置を講じなければならない。

2 共同住宅等の所有者等は、居住者に対し、家庭系廃棄物が適正に排出されるよう排出日時、排出容器及び排出方法を周知し、当該廃棄物の集積場所の適正な管理に努めなければならない。

3 規則で定める共同住宅等を建設しようとする者(以下「共同住宅等の建設者」という。)は、あらかじめ市長に届け出て、その指示に従い家庭系廃棄物の集積場所を決めなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第21条 市長は、製品、容器等で、廃棄物となった場合に、市における適正な処理が困難であると認められる物を適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により適正処理困難物を指定したときは、これを告示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、事業者自らの責任で、その回収等の適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

4 市民は、前項の規定により事業者が適正処理困難物の回収等の措置を講ずるときは、これに協力しなければならない。

(排出禁止物)

第22条 占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性のあるもの

(2) 危険性のあるもの

(3) 引火性のあるもの

(4) 著しく悪臭を発するもの

(5) 容積又は重量の著しく大きいもの

(6) 特別管理一般廃棄物

(7) 法令に基づき、事業者によって適正に収集し、運搬し、処分されることが予定されているもので、かつ、市による収集が不適切であると市長が認めるもの

(8) 前各号に定めるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を困難にし、又は市の一般廃棄物処理施設(大阪広域環境施設組合が管理する焼却工場を含む。以下同じ。)の機能に支障が生ずると市長が認めるもの

2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(一般廃棄物処理施設への受入れ基準等)

第23条 占有者等(占有者等から一般廃棄物の運搬の委託を受けた者を含む。以下この条において同じ。)は、市の一般廃棄物処理施設に一般廃棄物を搬入する場合には、規則で定める受入れ基準に従わなければならない。

2 市長は、占有者等が前項に規定する受入れ基準に従わない場合は、当該一般廃棄物の市の一般廃棄物処理施設への受入れを拒否することができる。

第5章 事業系一般廃棄物の減量施策

(多量排出事業者に対する指示等)

第24条 多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者として規則で定める者(以下「多量排出事業者」という。)は、事業系一般廃棄物の減量等に関する計画及び事業系一般廃棄物の適正な処理に関する実績報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 多量排出事業者は、その事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、事業系廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

3 市長は、前2項に定めるもののほか、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、多量排出事業者に対し、必要な事項を指示することができる。

(事業系一般廃棄物の保管場所の設置)

第25条 事業用建築物に係る占有者等は、規則で定める基準に従い、事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 事業用建築物のうち規則で定める大規模なもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の建設者は、事業系一般廃棄物の保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

第6章 一般廃棄物処理施設の設置に係る縦覧等

(縦覧等の対象施設)

第26条 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(縦覧等の手続)

第27条 市長は、対象施設の設置等(対象施設の設置又は法第9条の3第8項の規定による届出を要する対象施設の変更をいう。以下同じ。)に係る生活環境影響調査を行ったときは、調査書を公衆の縦覧に供する旨その他規則で定める事項を告示し、当該調査書について当該告示の日の翌日から起算して1月間、市の所管する部その他市長が定める場所において縦覧を行うものとする。

2 対象施設の設置等に関し利害関係を有する者は、前項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、その氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに生活環境の保全上の見地からの意見を記載した意見書を市長に提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第28条 対象施設の設置等に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は大阪府環境影響評価条例(平成10年大阪府条例第3号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前条に定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村の長との協議)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域の属する市町村の長に、調査書の写しを送付し、当該区域における当該調査書の縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

(1) 対象施設を他の市町村の区域に設置するとき。

(2) 対象施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。

(3) 対象施設の設置等により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、本市の区域に属しない地域が含まれているとき。

第7章 一般廃棄物処理手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第30条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関しては、別表に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。ただし、家庭系廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に基づき定期収集するごみについては、一般廃棄物処理手数料は徴収しない。

2 前項に規定する手数料の基礎となる数量及び人員その他手数料の算定並びに徴収方法等に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第31条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項に規定する手数料を減免することができる。

2 前項に規定する手数料の減免に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 一般廃棄物処理業の許可等

(一般廃棄物処理業の許可等)

第32条 法第7条第1項若しくは第6項の規定による許可を受けようとする者又は同条第2項若しくは第7項の規定による許可の更新を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請書を提出しなければならない。

(変更の許可等)

第33条 前条に規定する許可を受けた者が法第7条の2第1項の規定による変更の許可を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請書を提出しなければならない。

2 前条に規定する許可を受けた者が法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出を行おうとするときは、規則で定めるところにより市長に届出書を提出しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可)

第34条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請書を提出しなければならない。

(許可証の交付等)

第35条 市長は、前3条に規定する許可又は許可の更新の申請を受け、当該申請に係る許可又は許可の更新をするときは、許可証を交付するものとする。

2 第32条又は前条に規定する許可又は許可の更新に係る許可証の有効期間は2年とし、第33条第1項に規定する変更の許可に係る許可証の有効期限は変更前の許可の満了の日までとする。

3 第1項の許可証を亡失し、又はき損したときは、直ちにその理由を市長に申し出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止及び返納)

第36条 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 許可業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

- (1) 許可証の有効期間が満了したとき。
- (2) 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の全部を廃止したとき。
- (3) 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を取り消されたとき。
- (4) 許可証の再交付を受けた後に亡失した許可証を発見したとき。

(許可申請等手数料)

第37条 次の各号に掲げる者は、申請の際、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業許可申請者 5,000円
- (2) 法第7条第2項に規定する一般廃棄物収集運搬業許可更新申請者 5,000円
- (3) 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業許可申請者 5,000円
- (4) 法第7条第7項に規定する一般廃棄物処分業許可更新申請者 5,000円
- (5) 法第7条の2第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業変更許可申請者 5,000円
- (6) 法第7条の2第1項に規定する一般廃棄物処分業変更許可申請者 5,000円
- (7) 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に関する同条第1項の許可申請者 130,000円
- (8) 前号に規定する一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設に関する法第8条第1項の許可申請者 110,000円
- (9) 法第8条の2の2第1項(法第9条の2の3第1項の規定により法第8条第1項の許可を受けた者とみなして適用する場合を含む。)に規定する一般廃棄物処理施設検査申請者 33,000円
- (10) 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に関する法第9条第1項の変更許可申請者 120,000円
- (11) 前号に規定する一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設に関する法第9条第1項の変更許可申請者 100,000円

- (12) 法第9条第5項に規定する一般廃棄物処理施設廃止確認申請者 40,000円
- (13) 法第9条の2の3第2項に規定する一般廃棄物処理施設廃止確認申請者 40,000円
- (14) 法第9条の2の4第1項に規定する熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設認定申請者 33,000円
- (15) 法第9条の2の4第2項に規定する熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設認定更新申請者 20,000円
- (16) 法第9条の5第1項に規定する一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請者 94,000円
- (17) 法第9条の6第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可を受けている法人の合併又は分割の認可申請者 94,000円
- (18) 浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業許可申請者 5,000円
- (19) 第1号から第8号まで、第10号、第11号若しくは前号の許可に係る許可証又は第14号の認定に係る認定証の再交付申請者 2,500円

2 既納の手数料は、還付しない。

(許可の取消し等)

第38条 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法、条例又は規則で定める事項に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 規則で定める許可基準に該当しなくなったとき。
- (4) 市民に著しく迷惑をかけたとき。
- (5) 市長の指示に従わなかったとき。

第9章 雑則

(指導及び助言)

第39条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し、指導及び助言を行うことができる。

(報告の徴収等)

第40条 市長は、法第18条に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他関係者に対し、廃棄物の減量及び処理に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(勧告)

第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する違反者に対し、期限を定めて改善その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 占有者等が第7条の規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認められるとき。
- (2) 占有者等が第14条又は第22条の規定に違反していると認められるとき。
- (3) 事業者が第17条の規定による指示に違反していると認められるとき。
- (4) 共同住宅等の所有者等が第20条第1項又は第2項の規定に違反していると認められるとき。
- (5) 共同住宅等の建設者が第20条第3項の規定に違反していると認められるとき。
- (6) 多量排出事業者が第24条の規定に違反していると認められるとき。
- (7) 事業用建築物の占有者等が第25条第1項の規定に違反していると認められるとき。
- (8) 事業用大規模建築物の建設者が第25条第2項の規定に違反していると認められるとき。

(受入れの拒否)

第42条 市長は、多量排出事業者、事業用建築物の占有者等又は事業用大規模建築物の建設者が、前条の規定による勧告に係る措置を講じなかったときは、その排出する事業系一般廃棄物の市の一般廃棄物処理施設への受入れを拒否することができる。

(立入検査)

第43条 市長は、法第19条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格)

第43条の2 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成17年規則第41号で平成17年10月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成24年12月21日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第43条の次に1条を加える改正規定は同年4月1日から、第26条及び第27条の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第30条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の申込みによる粗大ごみ及び臨時ごみ並びに飼養する動物の死体の処分(収集及び運搬を伴う場合に限る。以下同じ。)に係る手数料について適用し、同日前の申込みによる粗大ごみ及び臨時ごみ並びに飼養する動物の死体の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月26日条例第6号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月22日条例第45号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日条例第14号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表(第30条関係)

種類	取扱区分及び手数料
ごみ	1 事業用手数料 (1) 収集、運搬及び処分を伴うもの ア 可燃収集 1回1袋につき100円 イ 可燃以外の収集 1回1袋につき60円 (2) 終末処分のみ ア (1)の収集体系によらない可燃ごみの処分については、10キログラムにつき142円により算出した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。)とする。 イ 破碎及び選別を伴う可燃ごみについては、10キログラムにつき400円とする。 2 家庭用手数料 (1) 収集、運搬及び処分を伴うもの ア 粗大ごみ(指定袋に収納できないものをいう。ただし、特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再

	<p>商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。以下同じ。)その他規則で定めるものを除く。) 1点につき400円</p> <p>ただし、3辺の長さの合計が3メートルを超えるもの(規則で定めるものを除く。)については、1点につき800円</p> <p>イ 臨時ごみ(特定家庭用機器廃棄物を除く。) 2トン車1台につき20,000円</p> <p>(2) 終末処分のみ</p> <p>ア 破碎及び選別を伴う場合 10キログラムにつき200円</p> <p>イ 破碎及び選別を伴わない場合 10キログラムにつき100円</p> <p>(3) 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬手数料 1個につき2,500円</p>
し尿	<p>1 普通手数料</p> <p>(1) 一般家庭</p> <p>次のア及びイの合計額とする。</p> <p>ア 世帯割 便槽1個につき月額400円</p> <p>イ 人头割 家族数1人につき月額200円</p> <p>ただし、簡易水洗便槽の場合は、次の(2)により算定する。</p> <p>(2) 一般家庭以外のもの 18リットルにつき160円</p> <p>2 特殊手数料</p> <p>(1) 臨時のくみ取り作業 18リットルにつき160円</p> <p>ただし、その額が2,000円未満の場合 2,000円</p> <p>(2) 便槽の取壊しの際のくみ取り作業 18リットルにつき160円</p> <p>ただし、その額が4,000円未満の場合 4,000円</p> <p>(3) (1)及び(2)に定めるもののほか、普通手数料によりがたいくみ取り作業は、別に市長が定める。</p>
その他の廃棄物	<p>飼養する動物の死体 1体につき3,000円</p> <p>ただし、収集及び運搬を除く終末処分の場合 1体につき2,000円</p>